10月に福島県を通過した 台風19号により被災した方 への支援についてお知らせ

市税、 サイトをご覧ください。 まつ12月号または市ウェブ 等については、広報にほん 上下水道料金等の減免 国民年金、介護保険

|||本松市災害見舞金

ら災害見舞金を支給します。 被災した世帯に対し、 住宅全壊 現に居住している家屋が 市か

2 万 円

被災者1人当たり 1世帯当たり

10 万 円

住宅半壊

1世帯当たり 5万円

被災者1人当たり 1万円

住家の床上浸水 1世帯当たり 3万円

住家の床下浸水 1世帯当たり 2万円

※対象となる世帯へは、市か ら通知を送付していますが、 までお問い合わせください。 通知が届かない時は、下記

被災者生活再建支援制度.

度および再建方法により、 支給します。 礎支援金と加算支援金)を 被災者生活再建支援金(基 けた世帯に、住宅の被害程 居住する住宅に被害を受

申請期限

・基礎支援金 令和2年11月11日

加算支援金 令和4年11月11日

対象となる世帯

①住宅が「全壊」した世帯

③住宅が「半壊」し、または ②住宅が「大規模半壊」した その住宅をやむを得ず解 住宅の敷地に被害が生じ

申請に必要な書類等

体した世帯

①罹災証明書(原本)

③住民票(世帯員全員) ②預金通帳の写し

④その他添付書類等 住宅の賃借を示す契約書 修または公営住宅以外の 、住宅の建設、 購入、補

災害援護資金貸付

申請期限

貸付限度額(例)

家財の3分の1以上の損 …150万円

住居の全壊…250万円

利

保証人あり… 無利子

償還期間 据置期間 3 年

年賦、半年賦または月賦

元利均等償還

②罹災証明書の写し 員全員)

(住民票等)

建に必要な資金を貸し付け た世帯に対して、生活の再 します。 住居、家財に被害を受け

令和2年1月3日(金)

住居の半壊…170万円

率

・保証人なし…年1.5%

※据置期間中は無利子

償還方法 10年(据置期間を含む)

申請に必要な書類等

①所得・課税証明書(世帯

④その他添付書類等 ③修繕・購入の見積書等

自然災害被災者

債務整理ガイドライン」

す。

リット

※被災状況、生活状況など ます。 の個別事情により異なり

②弁護士等の登録支援専門 で受けられます。 家による手続支援が無料

先の同意が必要となります。 の要件を満たすことや借入 債務の免除等には、一定 れません。 人信用情報として登録さ

福祉課地域福祉係

◎問い合わせ…

財務省福島財務事務所

2024 (535) 0303

ください。

金融機関等にお問い合わせ 詳しくは、ローン借入先の

額を申し出ることができま 住宅ローンなどの免除・減 ン」を利用することにより、 災者債務整理ガイドライ けられた方が「自然災害被 台風19号により被害を受

ガイドラインを利用するメ

①財産の一部を手元に残せ ます。

③債務整理をしたことは個

サポ

相続 トあだち

3日(月)午後6時

談会です。 ◎守秘義務を守りますので安心してご相談下さい。 〈相談員〉行政書士 石川晃雄(☎23-4460) 佐藤直人(☎23-5980)秋山孝雄(☎22-4737) 菅野光夫(☎52-2912)熊坂恵子(☎22-0219)

法テラス二本松による 無料相談

律相談を行っています。 の生活再建に関する無料法 台風19号で被災された方

◎相談予約・問い合わせ… 法テラス二本松

20570(078)375